

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		機械室等に関する容積率の特例許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第52条第14項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	中水道施設を設置する建築物に係る建築基準法第52条第13項第1号の規定の運用について (昭和60年12月21日住街発第114号) 中水道施設を設置する建築物に係る建築基準法第52条第13項第1号の規定の運用について (平成8年3月29日住街発第33号) 建築基準法第52条第13項第1号の規定の運用について (平成11年4月16日建設省住街発第45号) 建築基準法第52条第13項第1号の規定の運用について (平成16年2月27日国住街発第381号) 建築基準法第52条第14項第1号(機械室等に関する容積率の例外許可)の指導方針について (平成18年7月10日運用) さいたま市建築基準法第52条第14項第1号の規定による許可取扱基準 (平成21年7月1日より運用) 建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について (平成23年3月25日国住街発第188号) 建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について (平成26年3月31日国住街発第170号) 建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用について (令和3年6月25日国住街第95号)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成26年3月31日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		